

第 22 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 11 月 13 日（月） 13 時 59 分～14 時 23 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（17 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	3 番委員	對馬 忠法
4 番委員	古川 榮	5 番委員	工藤 守	6 番委員	高井 美奈子
7 番委員	今井 文雄	8 番委員	大川 哲彌	9 番委員	花田 良造
10 番委員	工藤 正	12 番委員	葛西 雅博	13 番委員	今井 龍美
14 番委員	柴田 博明	15 番委員	桑田 久毅	16 番委員	小山内 知寛
18 番委員	山口 知治	19 番委員	長尾 浩		

4 欠席農業委員（2 名）

11 番委員	丹代 純嗣	17 番委員	三浦 良孝		
--------	-------	--------	-------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	齊藤 嗣郎	平賀-5	谷川 一雄	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

尾上-1	小野 良				
------	------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	長濱 貴弘
主査	谷川 智也				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 83 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 84 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 85 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 86 号 農地利用集積計画の決定について

- 報告第 62 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 63 号 使用貸借合意解約書の受理について
 報告第 64 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

9

会議の概要

あいさつ	(省略)
農業委員会憲章 唱和 (委員全 員)	(省略) 【開会 14 時 02 分】
議長 (今井龍 美)	<p>これより、第 22 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議 ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。 7 番今井委員、8 番大川委員の両名をお願いいたします。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございません か。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、長瀨碓 ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。書記には、長瀨 碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。 それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付し てある議案第 83 号から議案第 86 号までの 4 件、ほかに報告が 3 件でございます。 現地調査の報告を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等 がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。 はじめに、議案第 83 号を議題とし、事務局に説明を求めま す。</p>

谷川主査

それでは、1 ページをご覧ください。

議案第 83 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1、農地法第 3 条調査書、及び別添 2、売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、129 番から 131 番は経営拡大、132 番は新規就農、133 番から 135 番は贈与、136 番は代物弁済によるものです。

件数は 8 件、面積 30,697 平方メートル、田 11 筆 26,387 平方メートル、畑 4 筆 4,310 平方メートルとなっております。

次に、5 ページの賃貸借権設定について、137 番から 139 番は経営拡大、140 番から 144 番までは基盤法から農地法 3 条への再設定によるものです。

件数は 8 件、面積は 43,701 平方メートル、田 23 筆 33,953 平方メートル、畑 16 筆 9,748 平方メートルとなっております。

次に、8 ページ使用貸借権設定については、基盤法から農地法 3 条への再設定によるものです。

件数は 1 件、面積 36,841 平方メートル、田 14 筆 24,665 平方メートル、畑 12 筆 12,176 平方メートルとなっております。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

ございませんか。

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

山口委員。

18 番山口委員

4 ページの 136 番の代物弁済の説明をお願いします。

谷川主査

4 ページの 136 番の案件ですけれども、こちら学校法人で、幼稚園児に対して農業体験を行わせるということで、農地を所有しておりましたけれども、廃業になりましたので、その清算の一部

としてこちらの農地を個人名のほうに、お金ではなくて物で弁済するということで、今回案件として上がっております。

議長 他に何か、ございませんか。
葛西委員。

12 番葛西委員 所有権移転の 131 番、売買価格とかはどうなのか。

谷川主査 こちら 131 番については、別添資料の 2 の下の方に※印で書いてありますけれども、131 番は無償の贈与となりますので、関係性はいとお互いでのやり取りということで、今回所有権移転を取って上がっておりました。なので、金額の方は記載されておられません。

議長 よろしいでしょうか。

12 番委葛西員 はい。

議長 他に、ございませんか。

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 84 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 10 ページをご覧ください。
議案第 84 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。
総会資料と別に配布しております、別添 3、農地転用許可基準説明書と合わせて、11 ページをご覧ください。
こちらの申請地は、12 ページのとおり、ひらかドームから南西へ約 500 メートルに位置しております。土地利用計画は、13 ページのとおり、普通住宅用地です。これまでも宅地として使用しておりましたが、農地であることが判明した為、こちらの申請の方を指導したものであります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
現地調査に立ち会いました、16番小山内委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、議案第84号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第85号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

14ページをご覧ください。

議案第85号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

15ページをご覧ください。

22番の申請地は、16ページのとおり、猿賀小学校から西に約1.5キロメートルに位置しております。

土地利用計画は、17ページのとおり、駐車場用地です。

申請者は隣地住宅に住んでおりまして、敷地を拡張して、駐車場として利用する予定です。

次に23番の申請地は、18ページのとおり、ひらかドームから南西へ約200メートルに位置しております。

土地利用計画は、19ページのとおり、日本マイクロニクスの新工場建設工事の事務所及び駐車場用地の為、一時転用するものです。申請地は工場現場から約260メートルにありまして、こちらの場所を使うということでした。

次に、24番の申請地は、20ページのとおり、猿賀小学校から南東に約850メートルに位置しております。

土地利用計画は、21ページのとおり、資材置場として使います。

隣地の宅地を購入して、一体的に資材置場として利用する予定となっております。

25 番の申請地は、22 ページのとおり、松崎小学校から西へ約 100 メートルに位置しております。土地利用計画は 23 ページのとおりで、普通住宅の建築です。

申請者は勤務地に住所登録していますが、こちらの申請地に住宅を新設する予定となっております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、16 番小山内委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、議案第 85 号について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 86 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

24 ページをご覧ください。

議案第 86 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

25 ページをご覧ください。

所有権移転については、全て経営拡大によるものです。

件数は 9 件、面積 34,794 平方メートルで、田 19 筆 29,402 平方メートル、畑 5 筆 5,392 平方メートルとなっております。

なお、売買価格については、別添 4 の資料のとおりです。

次に、28 ページ、利用権設定について、55 番及び 56 番は再設定、57 番は経営拡大によるものです。

件数は 3 件、面積 19,994 平方メートル、田 5 筆 10,832 平方メートル、畑 3 筆 9,162 平方メートルとなっております。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、7 番今井委員、8 番大川委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、報告 3 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

29 ページをご覧ください。

報告第 62 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

30 ページをご覧ください。

82 番は貸付人の要望、83 番から 87 番までは借受人の要望、88 番及び 89 番、こちらは借受人へ売買するため、90 番は他者へ売買するため解約するものです。

件数は 9 件、面積 45,172.42 平方メートル、田 21 筆 44,482.42 平方メートル、畑 1 筆 690 平方メートルとなっております。

続いて、33 ページをご覧ください。

報告第 63 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

34 ページをご覧ください。

37 番は一時転用のため、38 番は他者へ売買及び貸付するためにより解約するものです。

件数は 2 件、田 12 筆 13,791 平方メートルです。

続いて、35 ページをご覧ください。

報告第 64 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

今回の届出地は、37 ページのとおり、尾上総合支所から東へ約 600 メートルに位置しております。土地利用計画は 38 ページのとおり、南側の既存住宅の通路として利用いたします。

なお、既存住宅がある尾上栄松 175 については、平成 10 年に農地法第 4 条の届出を受理しております。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 22 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 23 分】